

審 査 基 準

平成30年1月4日作成

法 令 名：警備業法
根 拠 条 項：第23条第5項において準用する第22条第6項
処 分 の 概 要：合格証明書の再交付
原権者（委任先）：東京都公安委員会
法 令 の 定 め： ○ 警備員等の検定等に関する規則 第15条第3項、第4項、第5項（合格証明書の再交付の申請）
審 査 基 準： 判断基準は、法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間：14日（行政庁の休日は含まない。）
申 請 先：最初に交付を受けた警察署の生活安全担当課
問 合 せ 先：生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03-3581-4321（内線30312、30313）
備 考：